

広島県みどりと景観の基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第九号

### 広島県みどりと景観の基金条例の一部を改正する条例

広島県みどりと景観の基金条例（平成三年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「を円滑に取得し、」を「の円滑な取得、自然環境の適切な利用を図るために必要な施設の維持」に改め、「推進」の下に「に係る事業の実施」を加える。

第二条を次のように改める。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（処分）

第五条 基金は、第一条の事業の実施に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## 附 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。